

お取引先様と 共有をお願いしたい事項

—ガイドブック—



はじめに

かけがえのない地球、そして私たちを取り巻く社会は今、大変厳しい状況に置かれています。持続的な自然環境や社会環境の存続を脅かす地球の温暖化をはじめ、資源の枯渇、生態系の破壊、エネルギー問題、人権問題、ルールを逸脱した企業行動、倫理観を欠いた経済活動など、私たちは様々な課題に直面しております。こうした多くの諸課題に対処する上で、ソリューションを提供できる企業に、社会から大きな期待が寄せられています。

私たち三菱ケミカルホールディングスグループは、「人、社会、そして地球の心地よさがずっと続いていくこと」を KAITEKI と定義し、この KAITEKI の実現をめざして、環境・社会課題の解決に向けて活動しています。そして、この取り組みは弊社グループの努力だけで完結するものではなく、製品の調達から製造、物流、販売、廃棄までに参画している全てステークホルダーの皆さまのご理解とご協力をいただくことで、成果が出るものであると考えております。

こうした考えに基づき、この度弊社グループでは、お取引先の皆さまに向けて「お取引先様と共有をお願いしたい事項」を取りまとめさせていただきました。

※このガイドブックは、社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）の「責任ある企業行動ガイドライン～サプライチェーンにおける責任ある企業行動推進のために～」を参考に作成しています。

2021年7月1日

株式会社三菱ケミカルホールディングス

一覽



1 自覚・責任

P4

企業活動の基盤は社会からの信頼にあるとの基本認識のもと、企業の社会的責任を自覚し、それぞれの事業を通じた人・社会・地球環境のよりよい関係を構築すること。



2 説明責任・透明性

P4

企業活動における説明責任の重要性を認識し、企業活動の透明性を保つとともに、社内外に対して適切な情報開示に努めること。



3 法令等の遵守と公正・公平・誠実

P4

法令や国際規範をいついかなるときも遵守し、ステークホルダーに対して、また、従業員相互間においても、常に公正で公平かつ誠実に対応すること。



4 ステークホルダーの尊重

P4

顧客、取引先、株主、協力会社、行政機関、地域社会、従業員などのステークホルダーから信頼される存在であるために、ステークホルダーを尊重し、密接なコミュニケーションを実施すること。



5 人権の尊重

P5

すべての人の尊厳と権利を尊重し、人種、性別、宗教など、事由の如何を問わず、不当な差別を行わないこと。



6 雇用・労働

P5

一切の強制労働や児童労働を行わないこと。経営に携わる者は、人々の多様性を尊重し、従業員が安全で心身ともに健康にその能力を最大限に発揮できる環境を整備し、人材を活かす経営を実施すること。

組合結成の自由と団体交渉権を含む従業員の権利を尊重し、密接な対話を通じて、従業員との良好な関係を構築すること。



7 環境・安全

P7

環境負荷の低い製品・サービスを提供するとともに、自らの事業においても、環境負荷の低減及び生態系を含む環境を保護すること。
安全は企業存立の基盤をなすものであり、安全の確保は企業の社会的責任であるとの認識に基づいた企業活動を継続すること。



8 公正な事業慣行

P11

公正・誠実な態度で企業活動を行い、節度を保ち、賄賂を含むあらゆる形態の腐敗に関与せず、市場での公正な競争を通じ、社会、経済の健全な発展に貢献すること。
反社会的勢力・団体に毅然とした態度で対応し一切の関係を持たないこと。



9 顧客満足

P13

顧客との約束である契約を遵守し、提供する製品・サービスの安全性・品質の確保に全力を尽くすとともに、顧客との対話や研究開発の推進を通じて常に顧客の満足を追求すること。



10 情報管理

P14

企業活動において、法令等に基づき必要とされる記録、報告などを適正に行い、記録を保管するとともに、顧客、取引先、自社などの秘密情報が漏洩することのないよう適切な情報管理を実施すること。



11 科学・技術

P15

他者及び自らの知的財産権の重要性を認識しこれを尊重すること。



12 コミュニティ貢献

P15

事業そのものを通じて広く社会へ貢献するとともに、各国・地域の文化や習慣に対する理解を深め、良き企業市民として地域社会からの要請・期待に応える活動を実施すること。



13 規範の共有

P15

自社のお取引先が大切なパートナーであることを認識し、相互理解を深めるために双方の価値観、行動規範を積極的に開示すること。

詳細ガイド



1 自覚・責任

企業活動の基盤は社会からの信頼にあるとの基本認識のもと、企業の社会的責任を自覚し、それぞれの事業を通じた人・社会・地球環境のよりよい関係を構築すること。



2 説明責任・透明性

企業活動における説明責任の重要性を認識し、企業活動の透明性を保つとともに、社内外に対して適切な情報開示に努めること。

開示する情報の例として、事業活動の内容、財務状況、業績、リスク情報（例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反などの発覚）等が挙げられます。（なお、重大なリスク情報については都度公開し、顧客に発信することも適切な情報開示の一例です。）



3 法令等の遵守と公正・公平・誠実

法令や国際規範をいついかなるときも遵守し、ステークホルダーに対して、また従業員相互間においても、常に公正で公平かつ誠実な態度を持って臨むこと。

国際規範とは、国際的な社会問題解決に向けて、国内外を通じて遵守すべき規範であり、例として、国連グローバル・コンパクト等が挙げられます。



4 ステークホルダーの尊重

顧客、取引先、株主、協力会社、行政機関、地域社会、従業員などのステークホルダーから信頼される存在であるために、ステークホルダーを尊重し、密接なコミュニケーションを実施すること。

ステークホルダーとは、企業に関わる利害関係者のことであり、例として顧客・取引先・株主・協力会社・行政機関・地域社会・従業員等が挙げられます。



5 人権の尊重

すべての人の尊厳と権利を尊重し、人種、性別、宗教など、事由の如何を問わず、不当な差別を行わないこと。

5-1 個人の尊厳と権利の尊重

全ての人の尊厳と権利を尊重すること。

人種、皮膚の色、性別、年齢、国籍若しくは出身国、民族的若しくは社会的出身、カースト、先住民族出身であること、家族状況、障がい、HIV/エイズへの感染/発症の有無などの健康状態、配偶者の有無、妊娠、言語、性的指向、性自認、財産、宗教、経済的背景、労働組合への加入、政治的見解など、事由の如何を問わず、あらゆる差別を行ってはけません。

セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど、身体的、精神的などあらゆる形式を問わず、相手が不快と感じる言動や、人格を否定したり、個人の尊厳を傷つけるような行為も行ってはけません。

5-2 人権及び人権問題の理解・啓発

社内外での人権啓発に取り組み、人権及び人権問題を正しく理解するよう、教育及び能力開発に努めること。

5-3 加担の回避

事業に関係する全てのステークホルダーに対しても、権利の侵害や不当な差別を行わないよう求め、間接的であっても人権侵害に加担する事がないよう努めること。

5-4 問題発生時の対応

万一の人権侵害に対応する為、関係者が相談や通報ができる仕組みを定め、公正、公平に、且つ透明性を持ってその仕組みを運用することで、早期に問題を解決するよう努めること。



6 雇用・労働

一切の強制労働や児童労働を行わないこと。経営に携わる者は、人々の多様性を尊重し、従業員が安全で心身ともに健康にその能力を最大限に発揮できる環境を整備し、人材を活かす経営を実施すること。

組合結成の自由と団体交渉権を含む従業員の権利を尊重し、密接な対話を通じて、従業員との良好な関係を構築すること。

6-1 法令の遵守

国・地域毎の労働関連法規に従い、これに基づき就業規則をはじめとした諸規則を定め、これらを遵守すること。

6-2 強制労働・児童労働の禁止

強制労働を行わず、又、国・地域毎の法令で定める就業年齢に達しない児童には労働をさせないこと。

強制的な労働とは、自らの意思によらないすべての労働のことであり、児童労働とは ILO（国際労働機関）の条約・勧告に定められた最低就業年齢に満たない者を雇用することや、若年労働者の保護を怠ることを指します。また法令の定めのない国では、ILO の最低年齢条約・勧告（最低就業年齢の原則は 15 歳：ILO 条約第 138 号）に反する行為は児童労働にあたります。

6-3 適切な賃金

従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行なわないこと。

最低賃金とは、所在国における賃金関連法令で定められた最低の賃金をいい、超過勤務手当や法定給付を含むその他の手当の支払も含まれます。

不当な賃金減額とは、労働関連法令等に違反する賃金減額を指します。

6-4 労働時間

法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理すること。

適切な管理とは、次のような行為を指します。

- ・年間所定労働日数が法定限度を超えないこと
- ・超過勤務時間を含めた 1 週間当たりの労働時間（緊急時、非常時を除く）が法定限度を超えないこと
- ・法令に定められた年次有給休暇の権利を与えること

6-5 従業員の組合結成の自由と団体交渉権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重すること。

従業員の団結権の尊重とは、組合結成の自由、法令に従い労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会などに加わる自由などに配慮することを指します。



7 環境・安全

環境負荷の低い製品・サービスを提供するとともに、自らの事業においても、環境負荷の低減及び生態系を含む環境を保護すること。

安全は企業存立の基盤をなすものであり、安全の確保は企業の社会的責任であるとの認識に基づいた企業活動を継続すること。

7-1 環境保全活動

環境マネジメントシステムを構築し、また運用すること。

環境マネジメントシステムとは、環境保護活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指します。環境保全活動とは、環境方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することで、いわゆる PDCA サイクルを回しながらに継続的に環境保全を行うことを意味しています。代表的な環境マネジメントシステムとしては、ISO14001 等が挙げられ、第三者認証を受けることができます。

7-2 製造工程で用いる、又は製品に含有される化学物質管理活動

製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を管理すること。

また、全ての製品に対して、法令等で指定された化学物質を管理すること。

製造工程における化学物質の管理とは、製品に含有されてはならない化学物質を管理することはもとより、外部環境に排出される化学物質についても排出量の把握、行政への報告等を行い、当該物質の排出量の削減に努めることをいいます。

製品に対する化学物質の管理とは、法令等で含有禁止に指定された化学物質を製品に含有してはならないことに加え、必要とされる表示義務を遵守することや必要とされる試験評価を行うこと等を指します。

7-3 環境影響及び労働安全衛生に関連する法規の遵守

所在国ごとに定められた法令等を遵守し、かつ行政からの情報提出要請を確実に行うこと。

各国で定められた排水、汚泥、排気等及び労働安全衛生に関する法令を確実に遵守することをいいます。

また日本国内の場合、法令等で定められた資格を取得した管理・責任者（特別管理産業廃棄物管理責任者、エネルギー管理士、公害防止管理者、毒物・劇物管理・特定化学物質管理・危険物管理等の責任者等）の設置義務がある場合、それに遵守した対応が必要です。

さらに、事業内容や工場立地により、環境影響評価、危険物取扱施設等に関する行政の許認可が必要な場合も同様に確実に対応する必要があります。

7-4 資源やエネルギーの有効活用、及び廃棄物の削減

省資源・省エネルギーのための自主目標を設定し、これらの継続的な有効活用を図ること。最終廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的に削減を図ること。

省資源とは、資源の有効活用を図ることをいい、その手段として製品への材料使用量及び廃棄物の削減、ならびに再生資源及び再生部品の利用を促進すること等があります。

また省エネルギーとは、熱・電力エネルギー使用の合理化を図ることをいい、エネルギー節約により石油、天然ガス、石炭、コークス等の燃料資源を有効に利用することができます。

これらに関する自主目標等を設定することにより、3R（Reduce：削減、Reuse：再利用、Recycle：再資源）を確実に実現していく必要があります。

最終廃棄物とは、埋め立て、又は焼却が必要な廃棄物を指します。継続的削減活動として、最終廃棄物に対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられます。

7-5 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気・温室効果ガス等)

法令等の遵守に加え、必要に応じて自主基準を設定する等、環境影響の最小化に取り組むこと。

自主規準の設定とは、法令等に定められた水準以上の環境負荷削減のための目標を定めることで、公害発生の予防はもとより、さらなる改善のための活動、例えば、排水・汚泥・排気等の監視方法や、制御・処置方法の改善による流出量の削減等が挙げられます。

また、継続的な温室効果ガス削減活動についても、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられます。

7-6 環境保全への取組み状況の情報開示

環境保全活動の取組み状況や成果について、積極的に情報の開示を行うこと。

環境保全活動の成果とは、環境保全のために実施した対策、大気・排水・土壌等への排出物、資源使用量、廃棄物量等を指し、事業所操業による環境への負荷の結果を含みます。

成果を定期的に取りまとめるためには、環境保全活動を行う組織と責任者をおき、環境保全活動の管理指標、目標の達成度、その他環境関連の重要事項について、継続的に記録する必要があります。開示の方法としては、環境報告書の公開及び利害関係者への必要に応じた報告等があります。

7-7 職場の安全の確保

職場の安全に対するリスクを評価し、適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保すること。同時に自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じること。

職場の安全に対するリスクとは、電気その他のエネルギー、火気、乗物、滑り・つまずき易い床面、落下物等の、就業中に発生する事故や健康障害の潜在的なリスクを指します。また、適切な設計や技術・管理手段とは、例えば、センサによる危険個所の監視、機械や装置に供給される動力源を施錠することによる遮断（ロックアウト）、動力源の遮断中にエネルギー遮断装置の操作の禁止を明示する札の設置（タグアウト）、保護メガネ・安全帽・手袋等の保護具の提供等が挙げられます。

また機械装置類の適切な安全対策とは、就業中に発生する事故や健康障害の防止のための管理を指します。たとえば、フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロックなどと呼ばれる安全機構の採用、安全装置や防護壁等の設置、機械装置の定期的な検査とメンテナンス実施等をいいます。

7-8 職場の労働安全衛生の確保

職場において、人体に有害な影響を及ぼしうる化学物質、生物、騒音、悪臭等と接する状況を把握し、適切な対策を講じること。

人体に有害な影響を及ぼしうる化学物質として、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵等や、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質（鉛、アスベスト等）等が挙げられます。また、騒音や悪臭等も著しい場合には人体に有害なものとして対象となります。

例えば、これらへの直接的接触機会の特定や査定、管理基準の制定及び運用、従業員への適切な教育や保護用品の提供等のことを指します。

7-9 従業員の健康管理と作業への配慮

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行うこと。

また、身体的に負荷のかかる作業を特定のうえ災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理すること。

適切な健康管理とは、法令で定められた水準での健康診断等を実施し、従業員の疾病予防と早期発見を図ることを指します。あわせて過重労働による健康障害防止やメンタルヘルスケア等についても十分に配慮する必要があります。

身体的に負荷のかかる作業には、手動での重量物運搬作業等の重労働のほかにも、組立てやデータ入力等の長時間にわたる反復・連続作業等が含まれます。適切な管理とは、作業補助具の提供、定期的な小休止、複数作業者での分担や協力等が挙げられます。

7-10 施設の安全衛生の確保

従業員生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレ等）の安全衛生を適切に確保すること。

従業員生活のために提供される施設とは、職場内での施設（トイレ、水飲み場、ロッカールーム、食堂等）、及び職場外で提供される施設（寮等）のことを指します。

安全衛生の確保の例として、清潔・衛生が保たれるとともに、安全な飲料水、火災対策、換気、温度管理、緊急避難路（出口）、個人所持品の安全な保管等の対策が挙げられます。

7-11 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じること。

適切な対策とは、従業員による通報の促進、災害・疾病の分類や記録、必要に応じた治療の提供、災害・疾病の調査、原因排除に向けた是正対策の実行、従業員の職場復帰の促進等を可能にする制度や施策のことを指します。また、労災保険への加入や、法令の定めに応じて行政に対する必要な手続きを行うことも含まれます。

7-12 緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故等を想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底すること。

緊急時の対応策とは、例えば、緊急時の報告、従業員への通知、避難方法の明確化、避難施設の設置、緊急医療品の備蓄、火災探知システムの設置、火気抑制設備の設置、外部通信手段の確保、復旧計画の整備等を指します。

職場内への周知徹底方法として、従業員への緊急対応教育（避難訓練を含む）を実施することや、緊急時の対応手順書等を職場内で容易に手の届く場所に保管又は掲示することが挙げられます。



8 公正な事業慣行

公正・誠実な態度で企業活動を行い、節度を保ち、賄賂を含むあらゆる形態の腐敗に関与せず、市場での公正な競争を通じ、社会、経済の健全な発展に貢献すること。

反社会的勢力・団体に毅然とした態度で対応し一切の関係を持たないこと。

8-1 汚職・賄賂などの禁止

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行わないこと。

贈賄とは、直接又は第三者を通じて、公務員及びそれに準じる者（以下「公務員」等という）に対し、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など業務上の何らかの見返りを求め、又は不当な利益の獲得もしくは維持のために、金銭の提供・接待・贈答その他の利益や便宜の供与を行うことをいいます。

また、業務上の見返りを求めない場合であっても、公務員等に対し社会的儀礼を越えた接待・贈答を行うことも含まれます。

違法な政治献金とは、例えば、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など業務上の何らかの見返りを求める政治献金を行うことや、正規の手続きを踏まない政治献金を行うことをいいます。

8-2 優越的地位の濫用の禁止

優越的地位を濫用することにより、取引先等に不利益を与える行為を行わないこと。

優越的地位の濫用とは、自らの取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして、不当に、次のいずれかの行為をすることをいいます。

- ・ 継続して取引を行う相手方に対し、その取引に関する商品、役務以外の商品又は役務を購入させること
- ・ 継続して取引を行う相手方に対し、自己のために金銭、役務その他経済上の利益を提供させること
- ・ 取引の相手方から商品の受け取りを拒否し、受け取った商品を相手方に返品し、対価の支払いを遅らせ又は減額し、その他取引条件を相手方の不利益になるように設定し又は変更すること

8-3 不適切な利益供与及び受領の禁止

ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わないこと。

不適切な利益供与や利益授受とは、以下のようなものをいいます。

- ・ 法令に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金などを顧客に提供又は顧客より受領したり、社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待を提供又は受領するような、賄賂性のある行為
- ・ 社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力（犯罪組織やテロ組織など）に不適切な利益を供与する行為
- ・ 顧客などの業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式などの売買を行うインサイダー取引

8-4 競争阻害行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わないこと。

競争を阻害する行為とは、同業他社との間で、製品・サービスの価格、数量、販売先、販売地域などについて申し合わせを行うこと（カルテル）や、公共工事等の入札の際に他の入札者との間で落札者や落札価格の取り決めを行うこと（入札談合）などをいいます。

また、他社の営業秘密を違法な方法で入手・利用することや、他社製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行うことは、不正競争防止法で禁じられています。

8-5 適切な輸出入管理

法令等で規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切に輸出入手続きを実施すること。

法令等で輸出入が規制される技術や物品とは、国際合意等（ワッセナー・アレンジメント等）に基づく法規などで定められた部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等です。なお、輸出に関しては監督官庁等の許可が必要な場合があり、遺漏なく実施しなければなりません。

8-6 不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防し、早期に発見し対応するための体制を整えること。

不正行為を予防するためには、従業員への教育、啓発を行う一方で、業務プロセスを適切に把握し管理することが重要です。

また不正行為を早期に発見し対応するために、監査をはじめとする有効なモニタリング体制を構築するほか、社内又は社外に不正行為に関する通報窓口を設置するなどの対策も必要です。



9 顧客満足

顧客との約束である契約を遵守し、提供する製品・サービスの安全性・品質の確保に全力を尽くすとともに、顧客との対話や研究開発の推進を通じて常に顧客の満足を追求すること。

9-1 品質マネジメントシステム

自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令等で定める品質基準を満足していること。

品質マネジメントシステムとは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指します。ここでの品質マネジメントとは、品質方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、品質保証に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味しています。代表的な品質マネジメントシステムとしては、ISO9000 ファミリー、ISO/TS16949、ISO13485 等があります。

9-2 製品安全性の確保

自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令等で定める安全基準を満足していること。

製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を十分考慮して販売することが重要です。また、製品安全性に関して、法令遵守（日本国内の場合には電気用品安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法等が挙げられます）はもとより、通常確保すべき安全性についても十分配慮することが必要です。

製品安全性の確保には、トレーサビリティ（材料・部品・工程等の履歴）等の管理及び問題解決に向けた迅速な対応を含みます。



10 情報管理

企業活動において、法令等に基づき必要とされる記録、報告などを適正に行い、記録を保管するとともに、顧客、取引先、自社などの秘密情報が漏洩することのないよう適切な情報管理を実施すること。

10-1 製品・サービスに関する正確な情報の提供

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供すること。

製品・サービスに関する情報とは、仕様・取扱い方法など製品・サービスそのものに関する情報にとどまらず、製品に使用されている部材・物質にかかる表示など、製品・サービスに間接的に関わる情報も含まれます。

製品・サービスに関するカタログ等の表示及び広告宣伝においては、事実と異なる表現や、消費者や顧客に内容を誤認させる表現を使用してはいけません。

また、他の企業や個人の誹謗中傷、権利侵害等の内容を含んではいけません。

10-2 コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理すること。

コンピュータ・ネットワーク上の脅威とは、例えば、コンピュータウイルス、コンピュータワーム、スパイウェアなどを指します。

インターネットに接続されたパソコンがコンピュータウイルス等に感染した場合、当該パソコンに保存されている顧客情報、機密情報が流出するおそれがあり、また他者のコンピュータを攻撃することなどにより、業務の停滞や信用失墜などの重大な損失を招くことがあります。

10-3 個人情報の保護

個人のプライバシーを適切に管理し、保護すること。

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるような情報を指し、例えば、住所・クレジットカード情報・銀行口座番号等が挙げられます。

個人情報の取扱いに際しては、関連法規を遵守し、適切に対応することで情報の紛失や漏えいを防がなくてはなりません。

10-4 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護すること。

機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書等（電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む）により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指します。

適切な管理とは、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査及び見直しを含みます。また適切な保護とは、機密情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいいます。



11 科学技術

他者及び自らの知的財産権の重要性を認識しこれを尊重すること。

知的財産とは、発明、考案著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明された自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいいます。

知的財産権とは、知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいい、例として、特許権、著作権、商標権等が挙げられます。第三者の営業秘密を違法な手段で入手・使用することも知的財産権の侵害にあたります。



12 コミュニティ貢献

事業を通じて広く社会へ貢献するとともに、各国・地域の文化や習慣に対する理解を深め、良き企業市民として地域社会からの要請・期待に応える活動を実施すること。

12-1 社会・地域への貢献

事業を通じた貢献とは、例えば、事業活動において安全で高品質な製品を安定的に供給することや、事業活動に伴う雇用の創出などが挙げられます。

12-2 企業市民活動を通じた社会への貢献

企業市民活動とは、“企業が、社会の一員として、直接の対価を求めずに、自発的に資源や専門能力を投入し、社会的課題の解決に貢献する様々な活動”をいい、例えば、災害支援、清掃活動、金銭寄付、施設開放等が挙げられます。



13 規範の共有

お取引先が大切なパートナーであることを認識し、相互理解を深めるために双方の価値観、行動規範を積極的に開示すること。

2014年11月1日 施行

第1版 2014年11月1日

第2版 2018年12月1日 改訂事由：KAITEKI 定義の見直し

第3版 2021年7月1日 改訂事由：マテリアリティ「持続可能なサプライチェーン」推進強化

